

# 不当要求事案における仮処分決定後の対応について

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
弁護士法人かなめ  
弁護士 中野 知美

## 1 はじめに

不当要求行為を受けた場合に、警察への相談のほか、「民事上の仮処分」という方法があることは、以前のコラムでも紹介されていました。

「民事上の仮処分」のメリットはその迅速性にあり、また、仮処分決定が出されるまでの手続の中で、不当要求者が冷静になり、不当要求行為が収まるなど、一定の有効性があるものの、近年は、仮処分決定が出た後も不当要求行為が収まらないケースも見られます。

そこで、このコラムでは、仮処分決定が出た後で、不当要求行為が収まっていない場合に行うべき対応について、ご紹介したいと思います。

## 2 本案の申立て準備

「民事上の仮処分」は、あくまで民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための手続であり、原則として、仮処分決定後は、本案の申立て（訴訟提起）を準備し速やかに申立てをする必要があります。

## 3 対応マニュアルの作成

仮処分決定後は、仮処分決定に沿った「対応マニュアル」を作成し、対応する1人1人が、これに基づいた一貫した行動を取ることが望ましいです。

具体的には、一般的な不当要求対応マニュアルを整備している法人は多いかもしれませんが、特定の不当要求者、そして、仮処分決定まで受けた不当要求者に対しては、より特別な対応が求められます。

例えば、マニュアルには仮処分決定の主文を記載し、申立てをした訴訟代理人弁護士とも相談の上、禁止される行動の1つ1つを説明した上で、当該不当要求者に対してどのような対応をとるべきかについて、その趣旨や方法を具体的に記載しておきます。

これにより、一般的なマニュアルに比べ、より具体的な対応を取ることができます。

#### 4 具体的な対応方法

まず、仮処分決定後も不当要求行為が繰り返される場合には、訴訟提起の際に、不当要求行為として追加するため、これまで通りの記録や録音を継続します。これにより、不当要求者が裁判を軽視する態度を明確にし、より一層強力な措置を持って臨む必要性が高まるからです。

また、警察署へ、仮処分決定が出たことを含めて事前相談をしておくことで、例えば来庁して帰らないような場合の通報等がスムーズとなります。マニュアルの中に、通報先等をしっかり明記しておくようにしましょう。

加えて、面談の強要や架電時の現場での対応においても、同じことを繰り返し質問して説明を求めるなど、不当要求行為が見られた場合には、「仮処分決定が出ている状況ですので」と説明の上、面談を打ち切ったり、電話を切る対応も行いやすくなります。

#### 5 間接強制

また、仮処分決定後にも不当要求行為が継続している場合には、民事執行法172条に基づく間接強制の手続が可能です。間接強制は、債務者が債務名義（判決正本や和解調書正本等のことであり、仮処分命令も債務名義とみなされます（民事保全法52条2項。））で命じられた債務を履行しない場合に、債務の履行を確保するために相当と認める一定の額の金銭（制裁金）を支払うよう命じる裁判に基づき、債務者を心理的に強制し履行させる手段です。

これにより、不当要求者に対して金銭的なプレッシャーをかけることで、不当要求行為をやめさせる手段も検討することになります。

#### 6 おわりに

これらのマニュアルや手続は、事案に応じて手順や内容が異なりますので、仮処分手続を行った代理人弁護士としっかり相談をし、対応する必要があります。

仮処分決定が出ただけでは対応が難しくなって来ている昨今の不当要求者への対応として、ぜひ検討してみてください。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載